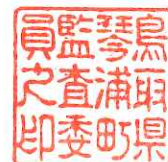




発 監 第 3 4 号  
令和 2 年 1 2 月 1 日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司



琴浦町監査委員 桑本 始



## 定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度上半期分（4 月 1 日～9 月 30 日）の定期監査を実施したので、同条第 11 項による監査委員の合議により、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

### 1 監査の期間

令和 2 年 1 1 月 1 1 日（水）・1 1 月 1 2 日（木）・1 1 月 2 4 日（火）の 3 日間

### 2 監査の対象業務

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査について、琴浦町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

### 3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設環境課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の15機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

### 4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、全ての重要な点において概ね適正に処理されていることを認めることができた。

### 5 指導事項

#### (1) コロナウイルス感染症による生活困窮者支援とハローワークの活用について

生活困窮による生活資金貸付は子育て世代を中心に少なからずあり、町県民税・住宅使用料等の納付猶予の申請も出ている。コロナウイルス感染症による事業所の経営についても持続化給付金やコロナ対策融資により何とか事業継続がなりたっているところもある。

琴浦町では、いち早く特別給付金の申請に取り組み生活の安定と精神的な安定に資することができたが、今後の状況によってはさらに厳しい生活困窮者がでる恐れもある。

また、琴浦町には町内にハローワークも設置されており身近な場所で求職活動ができる体制が整っている。生活困窮が改善されるよう、各福祉、経済団体等支援機関と連携を取り雇用職場の確保による住民の生活の安定に万全を期されたい。

#### (2) キャッシュレス決済等納付方法の多様化について

現在、町税並びに料金等の納付は、口座振替、金融機関窓口、コンビニ、出納室窓口での納付となっている。出納室窓口以外は、いずれも手数料が発生しており、町としては、口座振替を推進しているところである。

一方、口座振替の場合でも残高不足による納税の遅れや再請求の手続きの事務量の増加等課題もある。

近年、金融機関の経営の厳しさも増しており、手数料値上げの要求により大幅な手数料増加も懸案となっている。

そこで、町民の利便性向上やコロナウイルス感染症対策等を考慮すれば、コンビニ、金融機関、役場等の窓口での現金取り扱いを減らし、人的接触を削減できるキャッシュレス決済の導入を検討いただきたい。

### (3)各種団体の通帳等の管理の徹底について

各課が管理保管している各種団体の通帳を確認した。これらは、各種団体の会計や事業を実施するために必要な通帳となっているが、管理保管方法は、各課によって対応が異なっている。

業務上、現金を伴った払い出しが生じることとなるが、払い出し伝票の処理は、複数の職員で対応することが重要である。

また、通帳・印鑑の紛失や盗難、誤った個人的な流用などの事故が起こらないよう、職員の身を守るためにも、扱いについて、決裁者の決定や第三者の確認等共通のルール付けを行う等管理を徹底されたい。

### (4)町職員の業務平準化と時間外勤務の削減について

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことが目的実施された特別給付金支給の事務においては、全職員の緊急対応により目的のとおり早い給付が行われ、町民に評価されたことと推察する。その一方で、公務員の長時間労働が問題となっている。本町においても部署により時間外労働に差がある。季節的に変動がある事はやむを得ないが、年間を通じて労働時間に差があり硬直化していることは問題がある。

昨年度業務分析により業務の内容を精査されたところであり、職員の労働時間の平準化を図

ることが重要である。

テレワークやフレックスタイム制度等、働き方改革が推進されている中、職員の期限を区切った配置転換や事業量等を考慮した職員数の設定など、一部の課に過度の負荷がかからないよう柔軟な働き方対策を講じられたい。

#### (5)滞納対策について

令和2年度9月末時点（但し、上半期の未納額及び滞納分徴収額の状況であり、収納日にずれが生じる口座振替、金融機関収納、コンビニ収納等が年々増加してきている事に比例して収納に反映されない件数も増加している事は考慮すべきである。）の滞納残高は、402,005千円と、前年比14,230千円の増加となっている。各課担当者の努力により減少傾向にある部分もあれば、年々増加傾向である。引き続き取り組みを強化していく必要がある。

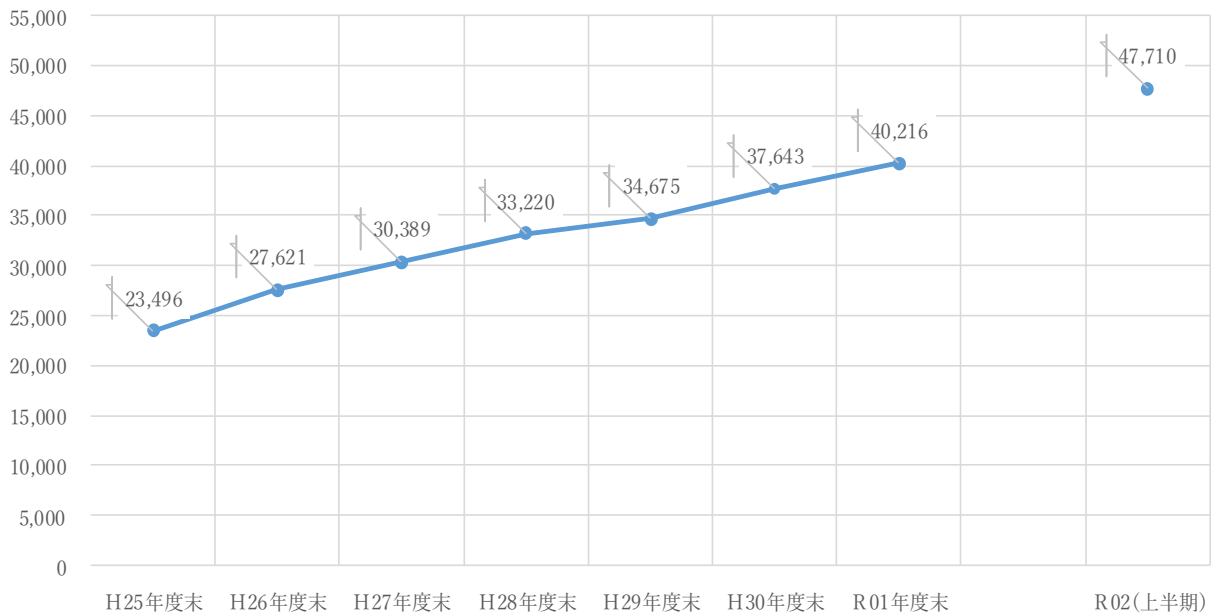
住宅使用料（私債権）の過年度分における債権整理について言及すると、【別表1】のとおり、毎年増加傾向である。滞納の債権回収、管理状況を見ると、履行監視のもと、自己破産、分納誓約納付、口頭誓約納付等である。又、住宅使用料以外（税・水道・下水）にも多額の未納がある場合が多く、本人と連帯保証人の所在調査、財産の調査、債務者への延滞債務の催告、連帯保証人への催告等、債権整理の流れに添って実施されてはいるが、無連絡となっているので、早急に連帯保証人会議を実施し、強制執行等の法的措置の手続きを取ることも可能な限り検討いただきたい。

地方自治法施行令第171条の2（民事訴訟を提起して裁判所から給付判決を取得し、それを債務名義として民事執行法に基づく強制執行を行わなければならない。）又、地方税法第15条の7（滞納処分の停止の要件等）、地方税法第18条（地方税の消滅時効）、地方自治法第236条の4（金銭債権の消滅時効）等、公債権、私債権を不納欠損にしないため、民法第147条（時効の中断事由）、民法第153条（催告）、民法第157条第1項（中断後の時効の進行）、民法第452条（催告の抗弁）、民法第453条（検索の抗弁）、民法第454条（連帯保証人）にも留意し、債権回収に努められたい。

## 【別表1】

### 【住宅使用料】過去の(決算時)滞納額と債権整理について(9月末)

(単位：千円)



### 【住宅使用料】過去の(決算)滞納額と今年度債権整理について(9月末時点)

H25年度末(決算) 23,496千円、

H26年度末(決算) 27,621千円、

H27年度末(決算) 30,389千円、

H28年度末(決算) 33,220千円、

H29年度末(決算) 34,675千円、

H30年度末(決算) 37,643千円、

R01年度末(決算) 40,216千円、

R02年上期分(9月末) 47,710千円。